

平成 30 年度健康生きがい部定期監査措置結果報告

指摘事項	措置結果報告（令和元年 6 月受領）
<p>生活衛生課は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、有害物質の含有量等の基準が定められた乳幼児用繊維製品等の家庭用品を試買し、有害物質の含有量等の検査について、外部の検査機関に委託している。</p> <p>生活衛生課は、平成 29 年度家庭用品検査委託（単価契約）について、平成 29 年 6 月 6 日付で支出負担行為を伴う事案（支出予定金額 509,760 円）を起案し、6 月 8 日付で主管課における随意契約として、相手方から請書を徴取した。</p> <p>また、平成 30 年度の同事案の委託契約についても、平成 30 年 5 月 22 日付で支出負担行為を伴う事案（支出予定金額 645,840 円）を起案し、6 月 4 日付で主管課における随意契約として、相手方から請書を徴取した。</p> <p>東京都板橋区契約事務規則（以下「規則」という。）では、</p> <p>①地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定を受け、規則第 34 条で、支出予定金額が 50 万円以下の委託契約については随意契約によることができると定めている。</p> <p>②課又は所において契約に関する事務の処理をすることができる金額の範囲は、規則第 65 条第 1 号で、委託契約については規則第 34 条で定める金額と同額の 50 万円以下とされ、その金額を超える案件については、規則第 59 条に基づき、総務部長に対して契約締結を請求しなければならないと定めている。</p> <p>③規則第 38 条第 1 号及び第 39 条で、契約金額（単価契約では契約単価に予定数量を乗じた金額）が委託契約については 50 万円以下の場合において、契約書の作成を省略し、請書を徴取することが認められているが、当該額</p>	<p>今回、指摘された事項について、保健所長指導のもと、法令・規則の遵守について徹底し、事務処理を行わせた。</p> <p>生活衛生課長は前例踏襲で事務処理を行わないよう、また漫然と決裁処理を行わないように契約にかかる根拠法令等を盛り込んで作成した「チェックリスト」の使用を徹底させ、再発防止をおこなった。</p> <p>生活衛生課は、「チェックリスト」を使用し、すべての案件を見直し、法令に基づき契約を実施し、引き続き、事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底に取り組みます。</p> <p>また、平成31年度の家用品検査委託契約は、支出予定金額が50万円を超えるため、東京都板橋区契約事務規則に基づき、総務部長に契約締結を請求し令和元年5月28日に契約確定した。</p>

指摘事項	措置結果報告（令和元年6月受領）
<p>を超える場合は、原則として契約書を作成しなければならない。</p> <p>以上のことから、生活衛生課における家庭用品検査委託（単価契約）は、</p> <p>①施行令第167条の2第1項第1号及び規則第34条に基づく随意契約の可能額を超えている。</p> <p>②規則第59条に基づき、総務部長に対して契約締結を請求すべきところ、適用することができない規則第65条を根拠として、主管課において契約を締結している。</p> <p>③平成30年度分の契約について、契約単価に予定数量を乗じた金額が50万円を超えているため、規則第38条第1号に基づく契約書の作成を省略することはできないが、契約書を作成せず、相手方から請書を徴取している。</p> <p>のとおり、2か年にわたり規則違反行為を重ね、その事務処理は極めて不適正である。</p> <p>生活衛生課は、契約事務にあたり、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、課内の事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底に厳格に取り組む必要がある。</p>	